

仕 様 書

京都市建設局伏見土木みどり事務所
(担当：木谷、今井 075-611-5371)

件名	転落防止柵設置（羽束師菱川町）
内容	1 業務の目的 本件は、水路と隣接している一般市道羽束師32号線に転落防止柵を設置し、安全な通行を確保するものである。 2 履行期限 令和8年11月27日限り 3 履行場所 京都市伏見区羽束師菱川町 地内（別紙1参照） 4 業務内容（別紙2参照） ○転落防止柵の設置 ※KPT-11 と同等品以上をベースプレート式に変更し、設置すること ※転落防止柵はL=1400 mmとする ※別紙の構造図を参考にすること ※転落防止柵は2箇所設置すること ※アンカーボルト設置可能な床版厚さかどうか事前に確認し、見積書を提出すること ※床版等が破損した場合は適切に補修すること ・作業に要する寸法計測費、諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。 ・事前に建設局伏見土木みどり事務所の監督職員と現地立会のうえ、施工時期、施工範囲及び施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。 ・作業に必要な機材については、受託者が自ら用意したものをを用いること。 ・業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。 5 支払条件 業務完了後、適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。 6 留意事項 ・作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近道路の工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応すること。 ・作業中に発生した不要物等については、受注者の責任において適切に処分を行うこと。 ・災害を未然に防ぐため、常に火気に細心の注意を払い、後始末等を自らの責任で徹底すること。 ・作業員には、清潔で安全な服装をさせ、受託者の職員であることを示すものを着用すること。

	・当該箇所近隣の関係者との間で問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。 ・本業務は、公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。 ・作業中、近隣住民及び通行者からの要望・苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。 ・作業は平日の午前 9 時から午後 5 時の間に作業を行うこと。 ・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。事故等があった場合は、受注者の責任で解決すること。
--	---

箇所図

別紙 1

135.719446,34.933063

135.720454,34.933063



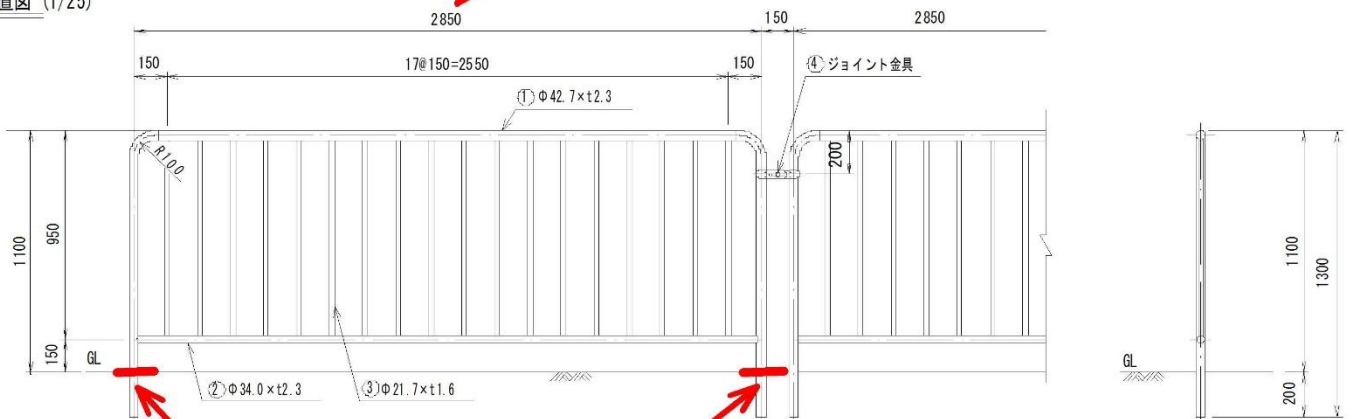
柵設置イメージ



参考

1400 に変更

設置図 (1/25)



ベースプレート式に変更

部番	品名	材質	摘要
1	ビームパイプ	STK400	亜鉛めっき・静電粉体塗装
2	アンダービームパイプ	STK400	亜鉛めっき・静電粉体塗装
3	格子パイプ	STK400	亜鉛めっき・静電粉体塗装

ベースプレート部も同様

工 種

124 転落防止柵(コンクリート建込)

縮 尺

図 示